

知っ得 9 国保!

高額療養費の申請をお忘れではないですか?



高額療養費の申請とは、高額な医療費を病院や調剤薬局で支払った後の手続きのことです。
病气やけがで医療機関などを受診し、月の1日から末日(暦月)までの1カ月間に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が国民健康保険から支給されます。



高額療養費の支給がある場合は?

高額療養費の支払対象となる人には、一部を除き診療月の2カ月後の月末以降に、

- 『[国民健康保険高額療養費について\(お知らせ\)](#)』
- 『[高額療養費支給申請書](#)』

を郵送してお知らせしていますので、内容を確認して申請をしてください。



申請方法は?



郵送されてきた「高額療養費支給申請書」に必要事項を記入の上、国保年金課へ提出してください。



手続きに必要なもの

- 高額療養費支給申請書
- 世帯主の印かん(朱肉を使うもの)
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)
- 振込先口座の通帳(新規・口座変更される場合のみ)
- 申請にかかわる治療費などの領収書(70歳未満の人)

※高額療養費の申請請求権は、診療を受けた月の翌月の1日から2年を過ぎると時効により消滅しますのでご注意ください。

1カ月の医療費自己負担限度額は、広報『さくら』9月号の「知っ得国保!」をご覧ください。

問 国保年金課(西館1階) ☎37・6101